千葉大学ユニオン基金規約

第１章　総則

(名称)

第１条 当基金は，千葉大学ユニオン基金と称する。

(目的)

第２条 当基金は，千葉大学ユニオン内外の個人の寄付によるもので，千葉大学ユニオンの活動に必要な備品(諸機材)等を購入するために使用することを目的とする。

(所在地)

第３条 当基金は，千葉市稲毛区弥生町 1-33 千葉大学内に事務局を置くものとする。

第２章　組織及び役員

(役員)

第４条 当基金の役員は，会長，副会長，会計責任者を置き，他に委員を置くことができる。

(役員の選任)

第５条 会長は千葉大学ユニオン委員長が兼任する。副会長，会計責任者，他の委員は会長が任命する。

(役員の任期)

第６条 役員の任期は，千葉大学ユニオンの役員の任期と同じ期間とする。

(運用)

第７条 当基金の出損は千葉大学ユニオン執行委員会の承認を得るものとする。

第３章　役員会

(招集)

第８条 役員会は会長がこれを招集する。

(議決方法)

第９条 役員会の議決は，出席した委員の過半数をもって行うものとする。

第４章　会計監査

(会計報告)

第１０条　会計責任者は，千葉ユニオン総会において会計に関する報告を行うものとする。

附則

１．本規約は平成２９年７月１日に発効するものとする.